

衆議院議員選挙の不在者投票における氏名等一覧の取り違えについて

1 主旨

令和8年2月8日執行衆議院（小選挙区選出）議員選挙における不在者投票（滞在先等における不在者投票）において、東京都第5区（以下「5区」という。）と東京都第6区（以下「6区」という。）の公職の候補者（以下「候補者」という。）の氏名及び党派別の一覧（以下「氏名等一覧」という。）を相互に取り違えて送付する事案が発生したので報告する。

2 事故の概要

（1）発覚の経緯

令和8年2月5日（木）、不在者投票を行った選挙人から、誤った選挙区の氏名等一覧が同封されており、それに基づき投票を実施したとの申し出があった。

調査した結果、世田谷区選挙管理委員会にて、2月2日（月）に不在者投票に係る投票用紙等を12名（5区7名、6区5名）の選挙人へ送付した際、参考として同封した氏名等一覧について、5区と6区を相互に取り違えていたことが判明した。

（2）対応

12名の当該選挙人に電話により投票状況を確認するとともに、誤送付についてお詫びした。合わせて、未投票であった7名には、送付した氏名等一覧は破棄し、正しい候補者をインターネット等で確認のうえ投票いただくよう案内した。また、既に投票を実施した5名のうち、正しい選挙区の候補者に投票した1名を除く4名に対しては、不在者投票が完了してしまっていることから、再度投票用紙を交付することはできない旨説明した。

なお、他の選挙区の候補者の氏名が記載された票は、候補者でない者の氏名を記載したものと無効となる。

（3）原因

5区、6区それぞれの不在者投票事務を一括して行っているため、送付物を取り違えないように二重に確認を行うこととなっているが、2月2日は事務説明会が重なったことにより人手が不足し、二重の確認を怠った結果、封入内容に誤りが生じた。

3 再発防止

選挙事務に係る作業において、選挙人の貴重な投票の機会を失することのないよう、作業における人員配置の見直しやチェックのみを行う工程を作るなど、再発防止に努める。